

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議案	鶴保 庸介君 外10名	24. 3. 22			24. 3. 23 可決	
2	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案	鶴保 庸介君 外 9名	24. 4. 13			24. 4. 16 可決	
3	国土交通大臣前田武志君問責決議案	愛知 治郎君 外 7名	24. 4. 18			24. 4. 20 可決	
4	防衛大臣田中直紀君問責決議案	愛知 治郎君 外 7名	24. 4. 18			24. 4. 20 可決	
5	関西電力大飯発電所の拙速な再稼働方針の白紙撤回を政府に求める決議案	水野 賢一君	24. 6. 15	未 了			
6	内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案	水野 賢一君	24. 6. 20				24. 8. 7 撤回
7	内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案	広野 ただし君 外 6名	24. 8. 7				24. 8. 29 撤回
8	議長不信任決議案	広野 ただし君 外 7名	24. 8. 10			24. 8. 10 否決	

9	内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案	愛知 治郎君 外 8 名	24. 8. 28	未 了			
10	李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案	鶴保 庸介君 外 8 名	24. 8. 28				24. 8. 29 撤回
11	香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸を厳しく糾弾し、厳重に抗議する決議案	鶴保 庸介君 外 7 名	24. 8. 28				24. 8. 29 撤回
12	李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案	鶴保 庸介君 外 8 名	24. 8. 29	/			24. 8. 29 可決
13	香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸を厳しく糾弾し、厳重に抗議する決議案	鶴保 庸介君 外 7 名	24. 8. 29				24. 8. 29 可決
14	内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案	広野 ただし君 外 6 名	24. 8. 29				24. 8. 29 可決

可決したもの

平成24年 3月23日

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議

去る 3月16日、北朝鮮は 4月12日から16日の間に人工衛星を打ち上げると発表した。

北朝鮮は、2009年 4月にも人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射している。今回、北朝鮮が発表したような発射が強行されれば、弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止や弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第1695号、第1718号及び第1874号に違反し、国際社会の意思を再三無視した挑発的行為の繰り返しとなる。

我が国は、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として断じて容認できないことから、発射予告に対して断固たる抗議の意思を表明する。

本院は、政府が発射に備えて万全の体制を構築し、あわせて米国や韓国を始めとする世界各国、

国際機関と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働き掛けを継続強化するとともに、北朝鮮が国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。

平成24年4月16日

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

4月13日、北朝鮮は我が国を始め、米国、韓国、中国及びロシアの六国会合参加国はもとより、国際社会からの再三にわたる中止要求にもかかわらず、「人工衛星」の打ち上げと称して長距離弾道ミサイルの発射を強行した。

これは弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止や弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第1695号、第1718号及び第1874号に違反することは明白である。

さらに、今回の発射の強行は、我が国国民を始め、韓国など近隣諸国はもとより東アジア地域に重大な不安を与える暴挙であり、我が国として、この北朝鮮による挑発的行為を断じて容認できない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、一連の国連決議を遵守するとともに、六国会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、これらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、我が国国民の生命・財産を脅かし北東アジア地域の平和と安定を損なう行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝え、併せて関係各国と緊密に連携し、国連安全保障理事会に働き掛けて、決議等により国際社会の確固たる意思を明確にするよう努めるべきである。同時に、我が国独自の制裁の強化を図るとともに、拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案の解決に向けた粘り強い外交を展開すべきである。

右決議する。

平成24年4月20日

国土交通大臣前田武志君問責決議

本院は、国土交通大臣前田武志君を問責する。

右決議する。

理由

前田国土交通大臣が、岐阜県下呂市長選挙において、告示前に特定の候補の応援を要請する文書に自ら署名し、この文書は国土交通省の公用封筒で、下呂市の建設業協会と温泉旅館協同組合の理事長あてに郵送されていたことが判明した。

前田大臣は4月11日の衆議院国土交通委員会における答弁で文書への署名を認めた。

これは公職選挙法に抵触する行為であり、刑事罰にも問われかねない状況であり、国務大臣の地位にとどまることは許されない。当然自ら辞任すべきであるにもかかわらず、未だその地位に恋恋とする前田大臣を問責するものである。

理由の第1は事前運動である。

公職選挙法第129条は

「選挙運動は、・・・公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない」と規定する。

文書は3月吉日に署名されており、4月2日の消印で岐阜県下呂市の建設業協会と温泉旅館協同組合に出されている。市長選挙の告示日は4月8日であり、事前運動としての文書にはかならず、第129条の規定に明らかに反する。

第2に地位利用による選挙運動である。

公職選挙法第136条の2は

「次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員」と規定する。

建設業界と観光業界を監督する立場にある国土交通大臣として建設業協会と温泉旅館協同組合の幹部に働きかけたことは、正しく地位利用による選挙運動である。

大臣の立場で、公職選挙法違反の事前運動や、公的地位を利用した選挙運動を行うことは断じて許されるものではない。

さらに4月17日に前田大臣は「国土交通大臣政務秘書官に促されるまま内容を確認せずに署名した」「郵送先や用途などは知らなかった」と説明し、その責任を秘書官に負わせようとしている姿は、反省の意識も薄いと云わざるを得ない。

以上が本決議案を提出する理由である。

なお野田総理は内閣人事において「ベストの布陣」「適材適所」と述べているが、遵守すべき選挙法規も知らない議員を閣僚に選んだ、正に党内からの順送りとしか思わざるを得ない人事を行った野田内閣総理大臣の罪も極めて重いことを付言する。

平成24年4月20日

防衛大臣田中直紀君問責決議

本院は、防衛大臣田中直紀君を問責する。

右決議する。

理 由

北朝鮮が「人工衛星」の打ち上げと称して、長距離弾道ミサイルの発射を強行したが、発射後の対応や情報伝達の混乱は、内閣に危機管理能力が欠如していることを露呈し、国民に大きな不安を与えており、自衛隊の隊務を統括する田中防衛大臣もその責任を免れない。

また、田中防衛大臣は委員会審議において、秘書官のサポートなしにはほとんどともに答弁できないなど、安全保障政策に関して基礎的知識が全くないことは周知の事実となっている。

鳩山元総理の普天間飛行場代替施設に関する「最低でも県外」発言、菅内閣時の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件への対応、最近では鳩山民主党外交担当最高顧問がイランを訪問し、国際原子力機関（IAEA）の対応を「二重基準」と批判したと伝えられるなど、民主党政権の安全保障・外交音痴ぶりは枚挙にいとまがないが、我が国を取り巻く安全保障環境が緊張を増す現在、一川前防衛大臣に続いて、防衛大臣が素人であることは到底許されない。

以下、田中防衛大臣を問責する理由を列挙する。

理由の第1は、「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルへの対処である。

4月13日、北朝鮮は長距離弾道ミサイル発射を強行した。結果は失敗に終わったが、政府の初動対応の遅れ、情報伝達の混乱は目を覆うばかりである。

日本政府がミサイル発射を発表したのは、米韓の発射確認から大きく遅れ、打ち上げから約45分後の田中防衛大臣の会見であった。この間、エムネットで地方公共団体へ「発射を確認していない」と発信し、初動対応に混乱が見られた。この「混乱の四十分」は一分一秒を争う弾道ミサイル対処において決して看過することができない失態である。

発射情報は本来官邸が一元化して集約し発表すべきであるにもかかわらず、田中防衛大臣が独断専行して会見を行い、その後も防衛省が米軍の早期警戒衛星（SEW）発射情報を首相官邸に正式に伝えた時間を修正するなど、官邸と防衛省の連携が取れておらず、危機管理の体を全くなしていない。

発射前においても、3月27日の外交防衛委員会での質疑をはじめとして、田中防衛大臣は弾道ミサイル等に対する破壊措置に関し、自衛隊法第82条の3第3項から第1項へ移行する場合や迎撃判断をする者を正確に説明できず、さらには自治体の要請があればPAC3が配備できるかのように説明するなど、誤った答弁を繰り返した。また、田中防衛大臣は3月21日の記者会見で、航空自衛隊の地对空誘導弾ペトリオット（PAC3）を海上自衛隊の哨戒機P3Cと混同するなど政治家として最低限備わっているべき基本的常識すら知らないのではないかと疑わざるを得ない。

沖縄県の多良間島にPAC3を配備しない理由について、田中防衛大臣は島の人口規模に言及した。これは住民が少ないから配備しないと受け取られかねない発言であり、かつ南西諸島の防衛力強化をうたう現在の中期防衛力整備計画に反している。日本の防衛政策を理解していない発言だと断じざるを得ない。

4月3日の参議院予算委員会では、北朝鮮の中距離弾道ミサイル「ノドン」への防衛体制について「今の態勢では、私の認識では全国土について守りきれない」と答弁した。弾道ミサイルから国民を守りきる、というメッセージを国内外に発すべき防衛大臣の発言として、俄かには信じがたい発言である。弾道ミサイル発射に関し、国民の不安を煽り、国際社会の信用を失墜させた田中防衛大臣の責任は重大である。

第2に、防衛大臣としての自覚、緊張感の欠如である。

田中防衛大臣からは、国会審議に対する緊張感や、説明責任を果たそうという誠実さが全く感じられない。

1月31日の参議院予算委員会開会中に無断で中座して、国会内食堂でコーヒーを飲んで休憩し「行方不明」の大臣を捜索する間、委員会審議を中断させた。

さらに、3月28日の参議院外交防衛委員会では、自民党の宇都隆史委員の専守防衛に関する質問に対し、PKOの答弁ペーパーを取り違えて読んでいる。

3月14日の予算委員会では、ゴラン高原及び南スーダンPKOの、いわゆる「緊急撤収計画」を見ていないと答弁した。同委員会で総理が田中防衛大臣に撤収計画を読み、判断することを強く求めたにもかかわらず、同月26日の同委員会でも撤収計画の「表紙しか見ていない」との答弁を堂々とした。総理が、南スーダンへの自衛隊派遣の隊旗授与式で、「隊員全員が安心して任務に当たられるよう政府として全面的に後押しを誓う」と訓示したのに反し、田中防衛大臣がその職責をまったく自覚してないのは明白である。

またゴラン高原に展開するPKO部隊がヨルダンに派遣されているとの事実とは異なった答弁をし、さらにはPKO業務の一時休止、中断、撤収の手続きについての答弁も混乱し、何度も審議が中断した。このような防衛大臣としての自覚、緊張感にける大臣のもとでは、日本国民を守ることはできず、文民統制も図られないと言わざるを得ない。

第3に、防衛大臣としての知識、説明能力の欠如である。

田中防衛大臣は、国会答弁をはじめ、記者会見など様々な場で、防衛知識の欠如を露呈している。

特に、国会答弁の迷走ぶりは凄まじく、参議院の予算委員会、外交防衛委員会では、弾道ミサイル対処、PKO、専守防衛など、防衛大臣の言い間違い、事実誤認によって速記がたびたび中断している。予算委員会においては速記の中断は40回近くにのぼる。

衆議院予算委員会では「自衛隊が合憲とされる根拠は何か」との質問に、「私自身は理解していない」と従来の政府見解すら説明できなかった。

また、普天間飛行場移設問題についても、1月31日の参議院予算委員会での「沖縄海兵隊の抑止

力としての意味、なぜ普天間基地が沖縄でなければならないのか」との質問に、また3月14日の同委員会では、「普天間飛行場の移設先がなぜ辺野古なのか」との質問に対し、過去の検討の経緯を説明できず、審議が中断するなどしている。

さらには、NHKの討論番組で南スーダンPKOに関し武器使用基準の緩和について問われ、「PKOで使った空港や橋、道路などを建設する道具は、国に置いてこられるように検討している」などと、武器輸出三原則の緩和と取り違えた発言をし、司会者に4度問われても三原則の緩和内容を繰り返した。

普天間飛行場移設事業について、就任直後、テレビの討論番組で「着工を年内にできるかどうかは、当面の手順になっている」と発言、また埋め立て許可申請を6月までにやるのかと問われ、即座に認めるなどし、沖縄の不信を招いている。米国政府、埋め立て許可権限を持つ沖縄県と慎重な交渉が要求される立場である防衛大臣の発言として、極めて不適切である。

その他、2月6日の参議院予算委員会では、在日米軍再編のロードマップ(工程表)見直しについての質問に対し、田中大臣は協議に関与しておらず、一川前防衛大臣から引継ぎもなかったとの趣旨の発言をした。在日米軍の施設及び区域を所管する防衛大臣として、俄かに信じがたい発言である。

以上述べたように、弾道ミサイル対処の不手際、防衛大臣としての自覚、緊張感、知識、説明能力の欠如と、田中防衛大臣には防衛大臣としての資質が著しく欠けている。このような大臣に、他国の防衛責任者と国益をかけた丁々発止の交渉などできるわけもなく、田中防衛大臣が自らの職に固執することで、日本の国益が損なわれているのは明らかである。

なお、野田総理は内閣人事について、「まさに考えられるベストの布陣」「適材適所」と述べているが、これほど防衛知識が欠如し、防衛大臣としての資質に欠ける人物を防衛大臣に選んだ野田総理の見識を疑わざるを得ないことを付言する。

以上が本決議案を提出する理由である。

平成24年8月29日

李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議

島根県竹島は、歴史的にも国際法の観点からも我が国固有の領土である。韓国は、1952年、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込んだ。

こうして、韓国は、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきた。韓国が不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

そして去る8月10日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。我が国はこのことを強く非難するとともに、韓国が竹島の不法占拠を一刻も早く停止することを強く求める。また、我が国政府は、断固たる決意と毅然とした姿勢で韓国政府に対し、然るべき対応を取り、我が国が一丸となって、竹島問題について効果的な政策を立案・実施するべきである。

さらに、8月14日、李明博韓国大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問について極めて不適切な発言を行った。友好国の国家元首が天皇陛下に対して行う発言として極めて非礼な発言であり、決して容認できないものであり、発言の撤回を求める。

韓国は、我が国にとって安全保障上、経済上も重要な隣国であり、韓国国民と親密な友誼を結んでいくことがアジア太平洋地域の繁栄と安定に繋がるものである。そのためにも、李明博韓国大統領をはじめとする韓国政府が賢明かつ冷静な対応をすることを強く求める。

右決議する。

平成24年 8月29日

香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸を厳しく糾弾し、厳重に抗議する決議

尖閣諸島は歴史的にも、国際法上も疑いのない我が国固有の領土である。我が国は尖閣諸島を有効に支配しており、尖閣諸島を巡り解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

こうした中、香港の民間団体の活動家ら14名が、今月15日、我が国海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って、尖閣諸島沖の我が国領海に侵入した。また、これら活動家のうち7名は、同日夕刻、尖閣諸島魚釣島に不法上陸した。

これらの行為は極めて遺憾であり、本院は、これらの行為を厳しく糾弾するとともに、厳重に抗議する。

これらの違法行為に対し、国内法令に則り厳正な対応を行うのは政府の当然の責務である。政府は、違法行為に対し法に則り厳正に対処するとともに、こうした事態が再発しないよう、中国、香港当局に対し厳重な申し入れを行い、更に、尖閣諸島の有効支配を引き続き確たるものとしていくために、遠方の離島で海上保安官が迅速に対処できるようにするための法改正などの警備体制の強化を含め、あらゆる手立てを尽くし、周辺海域での監視警戒に万全を期すべきである。

また、去る27日、北京において丹羽駐中国大使乗車の公用車が襲われ、公用車に掲げられていた日本国旗が奪われた。これは我が国の尊厳を傷つける極めて遺憾な行為であり、本院は、このような行為を厳しく非難し厳重に抗議するとともに、併せて法に基づく厳正な対処、国際法の遵守、再発の防止を強く求める。

同時に、日本にとり、中国及び香港は、幅広い分野で緊密な関係を有し、利益を共有する重要なパートナーである。日中両国は、アジア太平洋地域を始め国際社会における平和、安定、繁栄に向け、戦略的互惠関係を一層強化させていくため共に手を携えていく関係にある。

我が国は、こうした大局を見失わず、同時に、主張すべきを主張し、措置すべきを措置し、領土・領域の保全を全うし、我が国の国益を、冷徹に、断固として守っていくべきである。

右決議する。

平成24年 8月29日

内閣総理大臣野田佳彦君問責決議

本院は、内閣総理大臣野田佳彦君を問責する。

右決議する。

理 由

野田内閣が強行して押し通した消費税増税法は、2009年の総選挙での民主党政権公約に違反するものである。

国民の多くは今も消費税増税法に反対しており、今国会で消費税増税法案を成立させるべきではないとの声は圧倒的多数となっていた。

最近の国会運営では民主党・自由民主党・公明党の3党のみで協議をし、合意をすれば一気呵成に法案を成立させるということが多数見受けられ、議会制民主主義が守られていない。

参議院で審議を行うなか、社会保障部分や消費税の使い道等で3党合意は曖昧なものであることが明らかになった。

国民への約束、国民の声に背く政治姿勢を取り続ける野田佳彦内閣総理大臣の責任は極めて重大である。

よってここに、野田佳彦内閣総理大臣の問責決議案を提出する。